琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　一般重要案件(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

二不ス可抽足ノ実被求法

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

209

総番号(TA) 20194 主管

70年4月28日16時45分 ナハ 発

70年4月28日20時41分 本省 着

外務大臣殿

在沖縄事務所長

沖縄におけるユネスコ協定の実施状況

号外、平

貴電国専第37号に関し

USCAR及び琉球政府当局者は岡野に対し要旨次のとおり述べた趣。

1.(USCARキャニベル渉外官)

教育文化等に関する物品は軍を通じて入手しているものもあるが、加盟国から同様の物品が輸入された事実があるかどうか、輸入された場合本協定を適用しているかどうかは、はっきりしないので、更に関係方面に照会の上早急にお知らせする。しかし今まで輸入したケースは、LITTLE OR NOTHINGと考えている。

2、(琉政主税局税関部サトヤマ業務課長)

本協定適用には琉政の民立法が必要な筈であるが、かかる法令は存在しない。現在教育文化等に関する物品の1部は「物品税法」にもとづき関税が免除されている。

(了)